|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資料名 | ページ | 訂正後 | 訂正前 |
| 募集要項 | １０頁  （２箇所） | ④　建物地下の電気室の電気設備及び1階講堂機械室にはPCB使用電気機器（コンデンサ等）があります。平成31年度に大阪府で搬出する予定です。搬出時期等については、事業者と大阪府で協議して決定します。PCB使用電気機器の位置については別紙５をご参照ください。 | ④　建物地下の電気室の電気設備及び1階講堂機械室にはPCB仕様電気機器（コンデンサ等）があります。平成31年度に大阪府で搬出する予定です。搬出時期等については、事業者と大阪府で協議して決定します。PCB仕様電気機器の位置については別紙５をご参照ください。 |
| 募集要項 | １１頁 | （７）その他  ①　賃貸借物件に関して、準備・施設運営に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費は、すべて事業者の負担となります。  　　なお、当該施設の電気供給は、公園内にある一括受電設備で行っており、当該設備にかかる負担金が発生する場合があります。 | （７）その他  ①　賃貸借物件に関して、準備・施設運営に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費は、すべて事業者の負担となります。  　　なお、当該施設の電気供給は、公園内にある一括受電設備で行っており、当該設備にかかる負担金が発生します。 |
| 募集要項 | ２３頁 | ⑦　事業者は、事業実績の報告を実施年度終了後30日以内に行わなければなりません。報告様式については協議によることとします。また、大阪府が事業内容等に関して調査又は報告を求めたときは、事業者は協力しなければなりません。  ⑧　天変地異等により建物が通常の用に供することができなくなった場合又は、建物敷地が国において公共用、公用若しくは公益事業の用に供する等により、事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅します。 | ⑦　事業者は、事業実績の報告を実施年度終了後30日以内に行わなければなりません。報告様式については協議によることとします。また、大阪府が事業内容等に関して調査又は報告を求めたときは、事業者は協力しなければなりません。 |
| 募集要項 | ２９頁 | 第１４条　甲は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、本基本協定を解除することができる。  （１）乙の責めに帰すべき事由等により、転借地権及び賃借権設定契約を締結できないとき（正当な理由があると甲が認めるときを除く。）  （２）乙が本基本協定の事項に違反したとき  （３）やむを得ない理由により甲が本事業を中止し、又は延期したとき  （４）天変地異その他乙の責めに帰さない事由により、転借地権及び賃借権設定契約の締結が不可能になったとき | 第１４条　甲は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、本基本協定を解除することができる。  （１）乙の責めに帰すべき事由等により、転借地権及び賃借権設定契約を締結できないとき（正当な理由があると甲が認めるときを除く。）  （２）乙が本基本協定の事項に違反したとき  （３）やむを得ない理由により甲が本事業を中止し、又は延期したとき  （４）天変地異その他乙の責めに帰さない事由により、本契約の締結が不可能になったとき |